

利用規約

LUAANA GYM、LUAANA PILATES 以下「当ジム」と記載する。

第 1 条（目的）

会員がサービスを利用する際、ルールや免責事項を定め、利用者の安全を確保し、円滑な運営を行うことを目的とし、運動の習慣化を達成できるフィットネス環境を手に入れることを目指します。

第 2 条（会員制/会員譲渡）

当ジムは会員制とします。会員本人が使用することができ本人以外の者は使用できません。また、許可なく譲渡することはできず、相続その他の包括的な承継をすることはできません。

第 3 条（会員制限）

当ジムは各店舗ごとに会員数の制限を設けており、スムーズに予約が取れるように努めているが、祝日の影響により予約が偏った場合や他店舗会員様の利用状況によっては混雑し希望通り予約ができない場合があります。

第 4 条（諸規則の遵守）

会員は、本規約と当ジムが定める諸規則を遵守しなければなりません。

第 5 条（入場の禁止と退場）

当ジムは、以下の各号に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができます。

- ① 伝染病もしくは伝染、感染するおそれのある疾病を有する方
- ② 医師等により運動を禁じられている方
- ③ 酒気を帯びている方(二日酔いの方も含む)
- ④ 威圧的な態度等で他会員が怯えたと当ジムが認めた方
- ⑤ 本規約の諸規則を遵守しない方
- ⑥ 安全面の観点からパーソナルジム利用時は室内用シューズが必須といたします。
- ⑦ 衛生面の観点からピラティス店利用時は靴下の着用が必須といたします。
- ⑧ 妊娠されている方
- ⑨ 当社が不適当と認めた方

第 6 条（休会/退会/プラン変更/解除）

休会・退会・プラン変更は原則、所属店舗で行います。毎月 10 日を申請締日として申請翌月 1 日より休会・プラン変更となります。退会は申請月末日より退会となります。

1. 休会中は 1 ヶ月ごとに 3,300 円(税込)の休会費が発生します。休会開始から 2 ヶ月が経過すると自動的に休会前のプランに戻り、プラン料金が発生します。
2. 以下に該当する場合には、当ジムの判断で会員登録を解除します。
 - ① 当ジムの名誉を毀損し、また社会的信用を失わせる行為を行った場合
 - ② 当ジムの定める禁止行為を行った場合
 - ③ 当ジムに登録していた情報が虚偽であると判明した場合
 - ④ 当ジムとの契約に違反する行為をした場合。ただし月会費の滞納による解除は、会費滞納から 2 ヶ月以上経過した後、会費の支払いがない場合に限ります。
 - ⑤ その他健全なビジネスを営む上で当社が不適当と認めた場合

第 7 条（入会/再開/再入会）

- ① 入会には入会金 33,000 円(税込)と当月分プラン内容の金額（日割り分）と翌月分プラン内容の金額が必要となります。利用者は、以降毎月 20 日に翌月分会費をお支払いいただきます。

- ② 会員は休会中の再開を希望する場合、当ジム指定のシステムにおいて手続を行うことができます。毎月 10 日を申請締日として申請翌月 1 日より内容の変更となります。
- ③ 会員は解約後の再入会を希望する場合、新規入会時と同様、再入会時に入会金 33,000 円(税込)とプラン内容の金額が必要となり、入会した当日から店舗利用可能となります。

第 8 条（店舗の移籍）

店舗の移籍手続きは原則、所属店舗で行います。毎月 10 日を申請締日として申請翌月 1 日より店舗の移籍となります。

第 9 条（他店舗利用）

他店舗利用の場合は、全ての店舗を無料でご利用いただけます。ただし、所属店舗での利用回数よりも他店舗の利用回数が上回ることは禁じております。

第 10 条（予約）

会員は当ジム指定のシステムよりレッスン予約が必要となり、レッスン開始 3 時間前まで予約が可能となります。レッスンをお受けいただける回数は原則 1 日 1 回とします。(オプションの追加により同時予約可能数が異なります。)

1. 週 1 回通い放題（ライトプラン）は、入会翌々月から利用でき、月間 4 回まで予約が可能となります。予約は一度に 1 枠とし、レッスンが終えたら次回枠の予約が可能となります。未利用分は翌月へ繰り越されず、当月末をもって失効となります。
2. 週 2 回通い放題（スタンダードプラン）は、月間 9 回まで予約が可能となります。予約は一度に 1 枠とし、レッスンが終えたら次回枠の予約が可能となります。未利用分は翌月へ繰り越されず、当月末をもって失効となります。
3. 全日通い放題（プレミアムプラン）の予約は一度に 1 枠とし、レッスンが終えたら次回枠の予約が可能となります。
4. 同時予約可能オプションは、同時に保持できる予約枠を 1 件追加するものとします。追加された予約枠は、同日連続、同日別時間帯または別日の予約に利用できるものとします。なお、本オプションをご契約の場合であっても、1 日に予約できるレッスンは最大 2 枠までとします。

第 11 条（レッスン時間と退室）

予約日の入室は予約時間から可能とし、ご予約時間から 40 分後には退出とする。

第 12 条（予約のキャンセル・変更）

レッスン予約のキャンセル・変更は、予約当日の 3 時間前までとします。レッスン開始 3 時間を切ったキャンセル・変更は 1 回分消化となります。また、無断キャンセルあるいは開始時刻 10 分を過ぎてもご連絡がなかった場合はキャンセルとみなし、無断キャンセル料 500 円が発生します。キャンセル時には当ジム指定の公式 LINE よりキャンセルが可能となります。

第 13 条（キャンペーン）

キャンペーン適用時はその利用規約に準じて入会するものとします。

第 14 条（体験レッスン）

当ジムのサービス利用等により身体に異変があった場合も含め、自己の責任において自らの健康管理を行うものとし当ジムは何ら責任を負わないものとします。

第 15 条（会員情報の変更に伴う手続等）

会員は、登録情報に変更が生じた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。変更申請が遅れたことにより発生した損害について、当ジムは一切責任を負いません。

第 16 条（資格喪失）

会員は、以下の場合にその資格を喪失します。

- ① 退会
- ② 死亡
- ③ 解約・解除
- ④ 運営上重大な理由により施設を閉鎖したとき
- ⑤ 会員規定第 5 条 2-④で定めた滞納により当ジムが退会を認めたとき

第 17 条（中途解約と返金）

中途解約の場合、入会金および既に支払済みの会費については、疾病、怪我、妊娠、体調不良、その他会員の個人的事情によりサービスの利用が困難となった場合であっても、原則として返金いたしません。

第 18 条（営業日/営業時間/定休日）

当ジムの定休日は水曜日となり、営業対応時間は平日、土日、祝日 8:00~22:15 となります。その他に夏季休暇、年末年始休暇があり、夏季休暇の場合は 8 月 10 日から 8 月 20 日までの 2 日間を定休日とし、年末年始休暇の場合は年末 2 日前から年始 4 日まで定休日となります。

第 19 条（施設の利用制限）

当ジムは、以下の理由により事前の予告なく、施設の全部又は一部を休業することがあります。その際に発生する会費の返還や損害賠償の責は負いません。

- ① 気象、災害、その他やむを得ない理由等により会社が営業を行うことが妥当でないと認めた時
- ② 警報・注意報などにより会社が営業を行うことが妥当でないと認めた時
- ③ 施設の点検、補修または改修をする時
- ④ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済の著しい変化、その他やむを得ない理由が発生した時
- ⑤ 定休日、休暇、その他当ジムの都合により会社が休業を必要と認める時

第 20 条（免責）

会員は当ジム内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当ジム内で発生した盗難・傷害その他の事故について、当社の故意又は重過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 21 条（会員の損害賠償責任）

会員が当ジムの利用に関して、当社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、会員はその賠償の責任を負うものとします。

第 22 条（サービス利用による自己責任）

会員は、当ジムのサービス利用等により身体に異変があった場合も含め、自己の責任において自らの健康管理を行うものとし、当ジムは何ら責任を負わないものとします。

第 23 条（忘れ物、拾得物の取り扱い及び拾得物の拾得者の権利放棄）

当ジムにおける忘れ物について、会員は残置から 14 日経過時に一切の権利を放棄したものとし、当ジムにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、当ジムは、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

第 24 条（解散）

当ジムは、やむを得ない理由により 3 か月前の予告をすることにより当ジムを解散することができます。解散の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。当ジム解散の場合、当社は会員に対し特別の補償は行いません。

第 25 条（規約の改正）

原則として当ジムは告知をなしに本規約の変更・改正をできるものとし改正した本規約の効力は全会員に及ぶものとします。本規約における会員への告知方法はホームページに掲載する方法とします。

以上

利用規約

LUAANA CLUB 以下「当クラブ」と記載する。

第 1 条（目的）

会員がサービスを利用する際、ルールや免責事項を定め、利用者の安全を確保し、円滑な運営を行うことを目的とし、運動の習慣化を達成できるフィットネス環境を手に入れることを目指します。

第 2 条（会員制/会員譲渡）

当クラブは会員制とします。会員本人が使用することができ本人以外の者は使用できません。また、許可なく譲渡することはできず、相続その他の包括的な承継をすることはできません。

第 3 条（会員制限）

当クラブは各店舗ごとに会員数の制限を設けており、スムーズに予約が取れるように努めているが、祝日の影響により予約が偏った場合や他店舗会員様の利用状況によっては混雑し希望通り予約ができない場合があります。

第 4 条（諸規則の遵守）

会員は、本規約と当クラブが定める諸規則を遵守しなければなりません。

第 5 条（入場の禁止と退場）

当クラブは、以下の各号に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができます。

- ① 伝染病もしくは伝染、感染するおそれのある疾病を有する方
- ② 医師等により運動を禁じられている方
- ③ 酒気を帯びている方(二日酔いの方も含む)
- ④ 威圧的な態度等で他会員が怯えたと当クラブが認めた方
- ⑤ 本規約の諸規則を遵守しない方
- ⑥ 安全面の観点から利用時はシューズが必須といたします。
- ⑦ 妊娠されている方
- ⑧ 当クラブが不適当と認めた方

第 6 条（休会/退会/プラン変更/解除）

休会・退会・プラン変更は毎月 10 日を申請締日として申請翌月 1 日より休会・プラン変更となります。退会は申請月末日より退会となります。

1. 休会中は 1 ヶ月ごとに 3,300 円(税込)の休会費が発生します。休会開始から 2 ヶ月が経過すると自動的に休会前のプランに戻り、プラン料金が発生します。
2. 以下に該当する場合には、当クラブの判断で会員登録を解除します。
 - ① 当クラブの名誉を毀損し、また社会的信用を失わせる行為を行った場合
 - ② 当クラブの定める禁止行為を行った場合
 - ③ 当クラブに登録していた情報が虚偽であると判明した場合
 - ④ 当クラブとの契約に違反する行為をした場合。ただし月会費の滞納による解除は、会費滞納から 2 ヶ月以上経過した後、会費の支払いがない場合に限りします。
 - ⑤ その他健全なビジネスを営む上で当社が不適当と認めた場合

第 7 条（入会/再開/再入会）

1. 入会には入会金 33,000 円(税込)と当月分プラン内容の金額（日割り分）と翌月分プラン内容の金額が必要となります。利用者は、以降毎月 20 日に翌月分会費をお支払いいただきます。
2. 会員は休会中の再開を希望する場合、当クラブ指定のシステムにおいて手続を行うことができます。毎月 10 日を申請締日として申請翌月 1 日より内容の変更となります。

3. 会員は解約後の再入会を希望する場合、新規入会時と同様、再入会時に入会金 33,000 円(税込)とプラン内容の金額が必要となり、入会した当日から店舗利用可能となります。

第 8 条（店舗の移籍）

店舗の移籍手続きは原則、所属店舗で行います。毎月 10 日を申請締日として申請翌月 1 日より店舗の移籍となります。

第 9 条（他店舗利用）

LUAANA ブランドである LUAANA GYM(パーソナルジム)、LUAANA PILATES(パーソナルピラティス)のご利用は、会員のみ別途 5,500 円で全店舗の LUAANA GYM、LUAANA PILATES の利用が可能となります。

第 10 条（会員区分・予約）

会員は当クラブ指定のシステムより予約が必要となり、開始 3 時間前まで予約が可能となります。なお、全スケジュールの枠をご予約いただけます。

1. ライトメンバーは月間 5 回まで予約が可能となります。同時予約可能数は 2 回までとなります。未利用分は翌月へ繰り越されず、当月末をもって失効となります。
2. スタンダードメンバーは、月間 10 回まで予約が可能となります。同時予約可能数は 3 回までとなります。未利用分は翌月へ繰り越されず、当月末をもって失効となります。
3. レギュラーメンバーは、月間 15 回まで予約が可能となります。同時予約可能数は 4 回までとなります。未利用分は翌月へ繰り越されず、当月末をもって失効となります。
4. プレミアムメンバーは、無制限で予約が可能となります。同時予約可能数は 6 回までとなります。
5. 他ドロップイン（都度チケット）購入の方

第 11 条（オープンジム）

オープンジムとは、会員様ご自身で施設・設備をご利用いただくセルフ利用時間です。レッスン形式ではなく、自主練、ストレッチ、撮影等を行うことができます。施設利用中の事故、怪我、盗難、トラブル等については、当施設は責任を負いかねます。安全管理は利用者ご自身の責任にてお願いいたします。

1. オープンジム利用は以下の 2 種類の枠と利用料金になります。

- ① 45 分枠は 2,000 円(税込)
- ② 120 分枠は 3,850 円(税込)

2. オープンジムメンバー契約の方は本条第 1 項の枠を無制限で予約が可能となります。1 日の予約可能数は 2 枠まで、同時予約可能数は 4 回までとなります。

3. 利用時間について予約された開始時間から利用可能です。また終了時間までに以下を完了してください。

- ① 使用した器具、備品、床や設備の簡易清掃と片付け
- ② 次の利用者がすぐに利用できる状態への原状回復

4. 利用回数について、ご契約プランの予約可能回数を消化して利用することができます。

5. オープンジム利用チケットを追加購入する場合の料金

- ① 45 分枠の場合。スタンダードメンバー1,000 円（税込）、レギュラーメンバー500 円（税込）、プレミアムメンバー無料となります。
- ② 120 分枠の場合。全メンバー一律 3,850 円(税込)となります。

6. オープンジム利用の同伴については、スタンダードメンバー、レギュラーメンバー、プレミアムメンバー、オープンジムメンバーはオープンジム利用時に同伴者 1 名まで無料でご招待いただけます。同伴者は以下の目的でご利用いただけます。

- ① トレーニング、ストレッチ

- ② 撮影
- ③ 応援・見学・待機

7. 禁止事項について、以下の行為は禁止とします。

- ① 器具の乱暴な使用
- ② 大音量での音楽再生
- ③ 他会員への迷惑行為

第 12 条（予約のキャンセル）

レッスン予約のキャンセルは、予約当日の 3 時間前までとします。レッスン開始 3 時間を切ったキャンセルは 1 回分の消化となります。また、プレミアム会員のみ無断キャンセルの場合は、500 円のキャンセル料が発生します。

第 13 条（遅刻について）

レッスン開始から 5 分以上遅刻された方は、そのクラスへの参加はできません。ウォーミングアップなしにクラスに参加することは、怪我のリスクが伴うためです。なお、遅刻時の電話による報告は必要ございません。交通機関の遅延や車の渋滞でのキャンセルも含めレッスン 1 回分の消化となります。

第 14 条（キャンペーン）

キャンペーン適用時はその利用規約に準じて入会するものとします。

第 15 条（体験レッスン）

当クラブのサービス利用等により身体に異変があった場合も含め、自己の責任において自らの健康管理を行うものとし当クラブは何ら責任を負わないものとします。

第 16 条（会員情報の変更に伴う手続等）

会員は、登録情報に変更が生じた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。変更申請が遅れたことにより発生した損害について、当クラブは一切責任を負いません。

第 17 条（資格喪失）

会員は、以下の場合にその資格を喪失します。

- ① 退会
- ② 死亡
- ③ 解約・解除
- ④ 運営上重大な理由により施設を閉鎖したとき
- ⑤ 会員規定第 5 条 2-④で定めた滞納により当クラブが退会を認めたとき

第 18 条（中途解約と返金）

中途解約の場合、入会金および既に支払済みの会費については、疾病、怪我、妊娠、体調不良、その他会員の個人的事情によりサービスの利用が困難となった場合であっても、原則として返金いたしません。

第 19 条（営業日/営業時間/定休日）

当クラブの営業時間は原則、平日 7:00～21:45、土日・祝日 8:15～15:30 となります。その他に夏季休暇、年末年始休暇があり、夏季休暇の場合は 8 月 10 日から 8 月 20 日までの 2 日間を定休日とし、年末年始休暇の場合は年末 2 日前から年始 4 日まで定休日となります。

第 20 条（施設の利用制限）

当クラブは、以下の理由により事前の予告なく、施設の全部又は一部を休業することがあります。その際に発生する会費の返還や損害賠償の責は負いません。

- ① 気象、災害、その他やむを得ない理由等により会社が営業を行うことが妥当でないと認めた時
- ② 警報・注意報などにより会社が営業を行うことが妥当でないと認めた時
- ③ 施設の点検、補修または改修をする時

④ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済の著しい変化、その他やむを得ない理由が発生した時

⑤ 定休日、休暇、その他当クラブの都合により会社が休業を必要と認める時

第 21 条（免責）

会員は当クラブ内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当クラブ内で発生した盗難・傷害その他の事故について、当社の故意又は重過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 22 条（会員の損害賠償責任）

会員が当クラブの利用に関して、他の会員、第三者に損害を与えたときは、会員はその賠償の責任を負うものとします。

第 23 条（サービス利用による自己責任）

会員は、当クラブのサービス利用等により身体に異変があった場合も含め、自己の責任において自らの健康管理を行うものとし、当ジムは何ら責任を負わないものとします。

第 24 条（忘れ物、拾得物の取り扱い及び拾得物の拾得者の権利放棄）

当クラブにおける忘れ物について、会員は残置から 14 日経過時に一切の権利を放棄したものとし、当クラブにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、当クラブは、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

第 25 条（肖像権）

当クラブでは、レッスン風景やクラスの様子を撮影する全ての肖像を「本件肖像」とする。利用規約の同意または体験の参加をもって承認したものとみなします。

1. 当クラブは、本件肖像を動画、映像、イラストレーション、グラフィックデザイン、芸術、宣伝、放送、印刷、その他のあらゆる用途の媒体について、利用、出版、編集、修正、加工、変形、その他の一切の利用に同意する。
2. 本件肖像を SNS(YouTube、TikTok、Instagram、Twitter、facebook)、ホームページ、広告、看板、パンフレット、その他当クラブが必要と判断した媒体へ使用に同意する。
3. 当クラブ制作物に対して本件肖像権および本件肖像権以外の権利に基づく、差止請求、損害賠償請求、その他一切の権利を行使しない。
4. 撮影を希望されない場合は、事前にスタッフまでお知らせください。特定の撮影日や映像内での映り込みを避けるための対応をいたします

第 26 条（解散）

当クラブは、やむを得ない理由により 3 か月前の予告をすることにより当クラブを解散することができます。解散の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。当クラブ解散の場合、当社は会員に対し特別の補償は行いません。

第 27 条（規約の改正）

原則として当クラブは告知をなしに本規約の変更・改正をできるものとし、改正した本規約の効力は全会員に及ぶものとします。本規約における会員への告知方法は、ホームページに掲載する方法とします。

以上